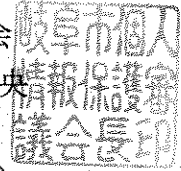


答 申 第 2 1 3 号
平成 29 年 6 月 16 日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩原 聡 氏



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成29年6月8日付け岐阜市福生一第1112号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案

(1) 事案の概要

福祉事務所生活福祉一課及び生活福祉二課（以下「生活福祉一・二課」という。）が実施する生活保護業務において、厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護受給者に対する健康管理支援の実施について」（平成 27 年 3 月 31 日付け社援保発 0331 第 15 号）では、生活保護受給者の「自立助長を図る基礎としては、何より健康状態を良好に保つことが重要」であり、「医療機関、市町村保健部門（中略）等による他機関連携体制を構築し、生活保護受給者に対する生活習慣病の重症化予防等による健康管理支援を通じて、自立支援に取り組み、健康状態の維持・改善による医療扶助の適正化を図る」こととしている。

このため、生活福祉一・二課では本通知に則り、本市の生活保護受給者の生活習慣病の重症化予防に取り組むため、本市の保健部門である健康部健康増進課（以下「健康増進課」という。）及び各市民健康センター（以下「市民健康センター」という。）と連携した支援体制を構築し、健康管理支援事業（以下「本事業」という。）を実施するため、生活福祉一・二課が保有する本市の生活保護受給者の情報並びに健康増進課が保有する健康診査及びがん検診に係る情報を利用目的外の目的のために利用する。

本事業の実施手順及び対象となる個人情報は次のとおりである。

① 岐阜市委託健康診査のお知らせ

健康増進課において健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）第 4 条の 2 第 4 号の規定により実施する医療保険各法の被保険者でない者に対する健康診査（岐阜市委託健康診査をいう。）及び同条第 6 号の規定により実施するがん検

診（以下「健康診査等」という。）の受診を促進するため、生活福祉一・二課から健康増進課に対し、健康診査等の対象となる生活保護受給者の氏名、生年月日、性別、住所の情報（以下「健康診査等対象受給者情報」という。）及び「生活福祉課」と記された封筒（差出人欄に課名ゴム印を押したもの）を提供し、健康増進課から当該生活保護受給者宛てに、健康診査等のお知らせを郵送する。

② 生活保護受給者の健康診査等の受診の促進及び通院の指導

健康増進課から生活福祉一・二課に対し、生活保護受給者に係る健康診査等の情報（健康診査等の受診の有無及び受診結果。以下「健康診査等結果情報」という。）を提供し、生活福祉一・二課において、健康診査等を受けていない生活保護受給者に対し、健康診査等を受けるよう指導することで受診の促進を図る。また、健康診査等の受診結果から医療機関での経過観察や通院が必要となる生活保護受給者に対しては、通院を指導する。

③ 支援方法の決定

健康診査等の受診により要指導、要医療又はこれらと同等の判定結果の者であつて、病状、受診機関の選定、生活習慣の改善指導等の具体的な支援方法を検討する必要がある生活保護受給者（以下「支援検討対象受給者」という。）について、生活福祉一・二課と健康増進課又は当該支援検討対象受給者の居住地を管轄する市民健康センターに所属する保健師との間で、生活福祉一・二課において保有する生活保護受給者の氏名、生年月日、性別、生活状況、医療機関の受診状況の情報と健康診査等結果情報を共有し、当該保健師の助言等により今後の支援方針等を決定する。

2 意見

適当なものと認める。

次年度以降においても、今回諮問した内容と前提が全く同じならば、当審議会に諮らずに保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用することを適当なものと認める。